

# 警察と学校との連絡制度

「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」がスタートしました

- ・県立学校 = 平成25年6月1日から
- ・市町村立学校 = 平成25年7月1日から

児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のため、警察署と学校が互いに連絡・相談を行うことで、問題行動や、いじめによる被害に早期に対応することを目的とします

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>



詳しくはウェブサイトをご覧ください



茨城県教育委員会

## 学校から連絡するのは

- ◇ 児童生徒の非行や問題行動で、学校だけでは改善しない場合
- ◇ 児童生徒の安全確保及び犯罪被害で、学校だけでは実態の把握が困難な場合

## 連絡する内容は

- ◇ 氏名、性別、学年、日時、場所、問題の内容など、必要なことに限ります

## 児童生徒・保護者の皆様へ

- ◇ 連絡の内容は、本制度に基づく児童生徒の健全育成の目的以外には利用しませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします



茨城県教育委員会

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>

### ●お問い合わせは

高校教育課(県立高等学校、県立中等教育学校、県立中学校)

電話 029-301-5265

特別支援教育課(県立特別支援学校)

電話 029-301-5280

各市町村教育委員会(市町村立学校)